養育費相談支援センターについて

養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○養育費の取り決め率・受給率の増
- ○ひとり親家庭の生活の安定・子どもの健やかな成長



- 〇夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保 を図る。
- ○相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。



≪養育費の相談支援のスキーム≫



実施・委託し

養育費相談支援センター

- ○養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供 →HPへの掲載、パンフレットの作成
- 〇地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- ○地方公共団体が行う研修への講師の派遣
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- ○母子家庭等に対する電話・メールによる相談

電話番号:03-3980-4108 E-mail:info@youikuhi.or.jp

母子家庭等就業・自立支援センター

- ・研修
- ・研修講師 の派遣
- ・サポート
- ・困難事例 の相談

- 〇リーフレット等による情報提供
- ○養育費の取り決めや支払いの履行・強制 執行に関する相談・調整等の支援
- ○母子家庭等への講習会の開催

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等(平成20年10月1日現在)

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の 提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを 提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所	8か所	11か所	58か所
十八十八十八	(83.0%)	(61.5%)	(31.4%)	(61.1%)
平成16年度	47か所	12か所	21か所	80か所
十八 10 千尺	(100.0%)	(92.3%)	(60.0%)	(84.2%)
平成17年度	47か所	13か所	23か所	83か所
平成17年反	(100.0%)	(92,9%)	(62,2%)	(84.7%)
平成18年度	47か所	15か所	32か所	94か所
平成10年反	(100.0%)	(100.0%)	(86.5%)	(94.9%)
平成19年度	47か所	17か所	35か所	99か所
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
平成20年度	47か所	17か所	39か所	103か所
(予定)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間(12ヶ月を限度)

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所	1か所	6か所	91か所	127か所
	(61.7%)	(7.7%)	(17.1%)	(13.8%)	(16.9%)
平成16年度	37か所	5か所	24か所	186か所	252か所
	(78.7%)	(38.5%)	(68.6%)	(26.6%)	(31.8%)
平成17年度	40か所	11か所	29か所	265か所	345か所
	(85.1%)	(78.6%)	(78.4%)	(33.9%)	(39.2%)
平成18年度	42か所	14か所	29か所	376か所	461か所
	(89.4%)	(93.3%)	(78.4%)	(49.4%)	(53.6%)
平成19年度	45か所	17か所	29か所	455か所	546か所
	(95.7%)	(100.0%)	(82.9%)	(59.2%)	(63.0%)
平成20年度	46か所	17か所	34か所	563か所	660か所
(予定)	(97.9%)	(100.0%)	(87.2%)	(73.1%)	(75.6%)

⑤母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等施策を実施できるよう、講じようと する施策の基本となるべき事項、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援等 母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所	15か所	24か所	97か所	180か所
	(93.6%)	(100.0%)	(64.9%)	(12.7%)	(22.1%)
平成19年度	46か所	17か所	26か所	117か所	206か所
	(97.9%)	(100.0%)	(74.3%)	(15.2%)	(23.8%)
平成20年度	46か所	17か所	29か所	130か所	222か所
(予定)	(97.9%)	(100.0%)	(74.4%)	(16.9%)	(25.4%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、 講座終了後に受講料の一部を支給する。

〇受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所	1か所	6か所	116か所	158か所
	(74.5%)	(7.7%)	(17.1%)	(17.6%)	(21.0%)
平成16年度	45か所	7か所	24か所	251か所	327か所
	(95.7%)	(53.8%)	(68.6%)	(36.0%)	(41.2%)
平成17年度	47か所	14か所	32か所	346か所	439か所
	(100.0%)	(100.0%)	(86.5%)	(44.3%)	(49.9%)
平成18年度	47か所	15か所	33か所	525か所	620か所
	(100.0%)	(100.0%)	(89.2%)	(69.0%)	(72.1%)
平成19年度	47か所	17か所	33か所	613か所	710か所
	(100.0%)	(100.0%)	(94.3%)	(79.8%)	(81.9%)
平成20年度	47か所	17か所	38か所	682か所	784か所
(予定)	(100.0%)	(100.0%)	(97.4%)	(88.6%)	(89.8%)

4母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。 ※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所	12か所	14か所	152か所	205か所
	(57.4%)	(80.0%)	(37.8%)	(20.0%)	(23.8%)
平成19年度	40か所	17か所	29か所	320か所	406か所
	(85.1%)	(100.0%)	(82.9%)	(41.7%)	(46.8%)
平成20年度	42か所	17か所	34か所	399か所	492か所
(予定)	(89.4%)	(100.0%)	(87.2%)	(51.8%)	(56.4%)